

各種申告書の記載例

○ 令和7年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

※ 本年の年末調整においては、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件の引上げなどの改正が行われています。これにより新たに扶養親族等を有することとなった場合は、その旨を記載した扶養控除等（異動）申告書を提出することとなりますので、提出漏れがないようご注意ください。

令和7年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書									
1	所轄税務署長等 〇〇〇〇 株式会社	給与の支払者の 名称（氏名） 〇〇〇〇 株式会社	（フリガナ） あなたの氏名 ヤマカワ タロウ	あなたの生年月日 昭和57年 1月 1日	世帯主の氏名 山川 太郎	あなたの生年月日 昭和57年 1月 1日	あなたの住所 〇〇市△△町3-3	あなたの配偶者の有無 有 〇 無 〇	扶 養 控 除 等 申 告 書 の 提 出 （提出している場合は、〇印を付けてください。）
2	源泉控除 対象配偶者 （注1）	山川 明子	あなたとの続柄 妻	生 年 月 日 昭和57年 10月 5日	令和7年中の 所得の見積額 400,000円	非居住者である親族 生計を一にする事実 〇	住所又は居所 〇〇市××町23-7	異動月日及び事由 （令和7年中に異動があった場合は記載してください。）	○ 扶養親族等の記載に当たっては、裏面の「1 申告書についてのご注意」等を記載のしめはこちら
3	控除対象 扶養親族 （16歳以上） （平22.1以降生）	山川 一郎	子	昭和57年 2月 4日	〇円	16歳以上30歳未満又は70歳以上 留学者 38万円以上の支払 〇	1234KokuzeiStreet...USA	○ 扶養親族等の記載に当たっては、裏面の「1 申告書についてのご注意」等を記載のしめはこちら	
	山川 二郎	子	昭和57年 5月 17日	〇円	16歳以上30歳未満又は70歳以上 留学者 38万円以上の支払 〇	〇〇市××町23-7			
	山川 隆雄	父	昭和57年 22月 5日 8	300,000円	16歳以上30歳未満又は70歳以上 留学者 38万円以上の支払 〇	〇			
4	障害者、障害 者及び 障害者 （注2）	山川 隆雄	父	昭和57年 22月 5日 8	300,000円	16歳以上30歳未満又は70歳以上 留学者 38万円以上の支払 〇	〇	〇	〇
5	他の所得者が 控除を受ける 扶養親族等	山川 太郎	妻	昭和57年 10月 5日	〇円	〇	〇	〇	〇
6	16歳未満の 扶養親族等 （平22.1以降生）	山川 太郎	子	昭和57年 2月 4日	〇円	〇	〇	〇	〇
7	送還手当等を有する 配偶者・扶養親族	山川 太郎	子	昭和57年 2月 4日	〇円	〇	〇	〇	〇

1 氏名、住所などの記入

1	所轄税務署長等 〇〇〇〇 株式会社	給与の支払者の 名称（氏名） 〇〇〇〇 株式会社	（フリガナ） あなたの氏名 ヤマカワ タロウ	あなたの生年月日 昭和57年 1月 1日	世帯主の氏名 山川 太郎	あなたの生年月日 昭和57年 1月 1日	あなたの住所 〇〇市△△町3-3	あなたの配偶者の有無 有 〇 無 〇	扶 養 控 除 等 申 告 書 の 提 出 （提出している場合は、〇印を付けてください。）
---	----------------------	--------------------------------	------------------------------	-------------------------	-----------------	-------------------------	---------------------	-----------------------	--

▶① 所轄税務署長等

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長とあなたの住所地等の市区町村長を記載します。

▶② 給与の支払者の法人（個人）番号

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の個人番号又は法人番号を付記するため、あなたが記載する必要はありません。

▶③ あなたの個人番号

あなたの個人番号を記載する必要がありますが、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

▶④ 従たる給与についての扶養控除等申告書の提出

2か所以上から給与の支払を受けている人が、他の給与の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出している場合に〇を付けます。

2 源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族の記入

区分等	（フリガナ）氏名	あなたとの続柄	生 年 月 日	令和7年中の所得の見積額	非居住者である親族 生計を一にする事実	住所又は居所	異動月日及び事由 （令和7年中に異動があった場合は記載してください。）
1 A 源泉控除対象配偶者（注1）	ヤマカワ アキコ	妻	昭和57年 10月 5日	400,000円	〇	〇〇市××町23-7	〇 扶養親族等の記載に当たっては、裏面の「1 申告書についてのご注意」等を記載のしめはこちら
2 B 控除対象扶養親族（16歳以上）（平22.1以降生）	山川 明子	子	昭和57年 2月 4日	〇円	16歳以上30歳未満又は70歳以上 留学者 38万円以上の支払 〇	1234KokuzeiStreet...USA	
	山川 一郎	子	昭和57年 5月 17日	〇円	16歳以上30歳未満又は70歳以上 留学者 38万円以上の支払 〇	〇〇市××町23-7	
	山川 隆雄	父	昭和57年 22月 5日 8	300,000円	16歳以上30歳未満又は70歳以上 留学者 38万円以上の支払 〇	〇	

▶① A 源泉控除対象配偶者

あなた（令和7年中の合計所得金額の見積額が900万円以下の人に限ります。）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で令和7年中の合計所得金額の見積額が95万円以下の人について記載します。

なお、年末調整において、配偶者（特別）控除の適用を受けるには、この欄の記載の有無に関わらず「給与所得者の配偶者控除等申告書」の提出が必要です。

▶② B 控除対象扶養親族

次の扶養親族について記載します。

- イ 居住者のうち、年齢16歳以上の人（平成22年1月1日以前に生まれた人）
- ロ 非居住者のうち、次のいずれかに該当する人
 - （イ） 年齢16歳以上30歳未満の人（平成8年1月2日から平成22年1月1日までの間に生まれた人）
 - （ロ） 年齢70歳以上の人（昭和31年1月1日以前に生まれた人）
 - （ハ） 年齢30歳以上70歳未満の人（昭和31年1月2日から平成8年1月1日までの間に生まれた人）のうち、「留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人」、「障害者」又は「あなたから令和7年中において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受ける人」

※「扶養親族」とは、あなたと生計を一にする親族（里子や養護老人を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で令和7年中の合計所得金額の見積額が58万円以下の人をいいます。

▶③ 個人番号

源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の個人番号を記載する必要がありますが、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

▶④ 老人扶養親族（昭 31.1.1 以前生）

控除対象扶養親族が年齢70歳以上（昭和31年 1 月 1 日以前生）の場合には、次のとおりいずれかにチェックを付けます。

- ① その人があなた又はあなたの配偶者の直系尊属で、あなた又はあなたの配偶者のいずれかと同居を常況としている人であるとき ⇒「同居老親等」
- ② その人が①以外の人であるとき ⇒「その他」

▶⑤ 特定扶養親族（平 15.1.2 生～平 19.1.1 生）

控除対象扶養親族が年齢19歳以上23歳未満（平成15年 1 月 2 日～平成19 年 1 月 1 日生）の場合に、チェックを付けます。

▶⑥ 非居住者である親族

源泉控除対象配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である親族」欄に○印を付けます。

控除対象扶養親族が非居住者であり、その非居住者の年齢が16歳以上30歳未満又は70歳以上である場合には「非居住者である親族」欄の「16歳以上30歳未満又は70歳以上」にチェックを付け、30歳以上70歳未満の場合には、「留学」、「障害者」又は、「38万円以上の支払」のうち該当するいずれかの項目にチェックを付けます。

源泉控除対象配偶者や控除対象扶養親族が非居住者である場合、親族関係書類の添付等が必要です。

上記の「留学」にチェックを付けた場合は、留学ビザ等書類の添付等が必要です。

▶⑦ 生計を一にする事実

「非居住者である親族」欄に記載がある場合、年末調整の際に、送金額等を記載した扶養控除等申告書を別途作成するか、提出した申告書に送金額等を追記します。この場合、送金関係書類（「非居住者である親族」欄の「38万円以上の支払」にチェックを付けた場合は、「38万円送金書類」）の添付等が必要です。

▶⑧ 異動月日及び事由

記載事項に異動があった場合にその月日と事由を記載します。

- (例) 1 年の途中で結婚したことにより、源泉控除対象配偶者を有することとなった場合
⇒「令和 7 年〇月〇日 結婚」
2 扶養親族等の所得要件の引上げにより、新たに扶養親族等とする事となった場合
⇒「令和 7 年 12 月 1 日 改正」

●（参考）

①収入が給与と所得のみの場合の給与等の収入金額と所得金額の関係は、次の表のとおりです（特別支出控除の適用がある場合を除きます。）。

給与の収入金額	所得金額
所得金額調整控除の適用を受ける場合	11,100,000円
所得金額調整控除の適用を受けない場合	10,950,000円
1,600,000円	950,000円
1,230,000円	580,000円

②収入が公的年金等に係る雑所得のみの場合の公的年金等の収入金額と所得金額の関係は、次の表のとおりです。

	公的年金等の収入金額	所得金額
65歳未満	1,633,334円	950,000円
	1,180,000円	580,000円
65歳以上	2,050,000円	950,000円
	1,680,000円	580,000円

※ 記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載して、この申告書に添付してください。

3 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生の記入

	①	②	③	④	
障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生	障害者	区分	障害者	障害者	障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の9をお読みください。)
	障害者	一般の障害者	特別障害者	同居特別障害者	障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の9をお読みください。)
					障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の9をお読みください。)

▶① 同一生計配偶者

同一生計配偶者が一般の障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には、該当する欄にチェックを付けます。

※「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、令和 7 年中の合計所得金額の見積額が**58万円以下**の人をいいます。

▶② 扶養親族

扶養親族が一般の障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には、該当する欄にチェックを付けます。

なお、障害者控除の対象となる扶養親族は、控除対象扶養親族とは異なり、年齢16歳未満（平成22年 1 月 2 日以後生）の扶養親族も対象となります。

▶③ 寡婦 など

あなたが寡婦、ひとり親、勤労学生に該当する場合にチェックを付けます。

▶④ 障害者又は勤労学生の内容

左記の障害者又は勤労学生に該当する（人がある）場合、その該当する事実やその人の氏名を記載します。

(例) 障害者の場合…障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度（等級）などの障害者に該当する事実を記載します。

4 住民税に関する事項の記入

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を經由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。)									
16歳未満の扶養親族(平22.1.2以後生)	1	氏名	住所	生年月日	住所又は居所	所得の見積額(※)	異動月日及び事由	※「令和 7 年中の所得の見積額」欄には、退職所得を除いた合計所得金額の見積額を記載します。	
	2	氏名	住所	生年月日	住所又は居所	所得の見積額(※)	異動月日及び事由		
退職手当等を有する配偶者・扶養親族	氏名	住所	生年月日	住所又は居所	所得の見積額(※)	異動月日及び事由	配偶者又はひとり親		

- 記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載して、この申告書に添付してください。
- 住民税では、扶養親族等の要件とされる所得の金額には、退職所得の金額は含まないこととされています。
- 「住民税に関する事項」欄については、ご不明な点などがありましたら、お住まいの市区町村へお尋ねください。

▶① 16歳未満の扶養親族（平 22.1.2 以後生）

年齢16歳未満（平成22年 1 月 2 日以後生）の扶養親族について記載します。

▶② 控除対象外国外扶養親族

国内に住所を有しない16歳未満の扶養親族に該当する場合に○を付けます。この場合、親族関係書類及び送金関係書類を令和 8 年 3 月16日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります。

▶③ 退職手当等を有する配偶者・扶養親族

退職手当等（源泉徴収されるものに限ります。以下同じです。）の支払を受ける配偶者（あなたと生計を一にする配偶者で、令和 7 年中の退職所得を除いた合計所得金額の見積額が133万円以下であるものに限ります。）又は扶養親族について記載します。

▶④ 非居住者である親族

退職手当等の支払を受ける配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である親族」欄の「配偶者」にチェックを付けます。
また、退職手当等の支払を受ける扶養親族が非居住者であり、その非居住者の年齢が30歳未満又は70歳以上である場合には「非居住者である親族」欄の「30歳未満又は70歳以上」にチェックを付け、30歳以上70歳未満の場合には、「留学」（留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人）、「障害者」又は「38万円以上の支払」（あなたから令和 7 年中において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受ける人）のう

ち該当するいずれかの項目にチェックを付けます。
この場合、親族関係書類、留学ビザ等書類、送金関係書類及び38万円送金関係書類を令和 8 年 3 月16日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります。

▶⑤ 令和 7 年中の所得の見積額（退職所得を除く）

令和 7 年中の退職所得の金額を除いた合計所得金額の見積額を記載します。

▶⑥ 障害者区分

退職手当等の支払を受ける配偶者のうち同一生計配偶者（あなたと生計を一にする配偶者で、令和 7 年中の退職所得を除いた合計所得金額の見積額が**58万円以下**である人）をいいます。）又は扶養親族について、その配偶者又は扶養親族が障害者である場合は「一般」にチェックを付け、特別障害者である場合は「特別」にチェックを付けます。

▶⑦ 寡婦又はひとり親

退職所得を除くと令和 7 年中の合計所得金額の見積額が **58 万円以下** となる扶養親族を有することにより、あなたが寡婦又はひとり親に該当する場合に、チェックを付けます。

令和7年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書

※ 本年の年末調整においては、基礎控除が改正されていますので、控除額の計算にご注意ください。また、特定親族特別控除が創設されていますので、適用を受ける場合には申告漏れがないようご注意ください。

令和7年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書

1 所轄税務署長 給与の支払者の名称(氏名) ○○○○株式会社 (フリガナ) ヤマカワ タロウ
あなたの氏名 山 川 太 郎
給与の支払者の法人番号 11223344556677
あなたの住所又は居所 ○○市××町 23-7
税務署長 給与の支払者の所在地(住所) ○○市△△町 3-3

2 ◆給与所得者の基礎控除申告書◆
○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算
所得の種類 収入金額 所得金額
(1) 給与所得 8,970,000 6,973,000
(2) 給与所得以外の所得の合計額
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額 6,973,000
○ 控除額の計算
132万円以下 95万円
132万円超 336万円以下 88万円
336万円超 489万円以下 (A) 68万円
489万円超 655万円以下 63万円
655万円超 900万円以下
900万円超 950万円以下 (B) 58万円
950万円超 1,000万円以下 (C) 48万円
1,000万円超 2,350万円以下 32万円
2,350万円超 2,400万円以下 32万円
2,400万円超 2,450万円以下 32万円
2,450万円超 2,500万円以下 16万円
区分 I
A (左のA~Cを記載)
基礎控除の額
580,000
※「区分 I」及び「基礎控除の額」欄は「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

3 ◆給与所得者の配偶者控除等申告書◆
○ 配偶者の氏名等
(フリガナ) 配偶者の個人番号 配偶者の生年月日
配偶者の氏名 ヤマカワ アキコ 57 年 10 月 5 日
あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所 基 居 住 生 計 を 一 に す る 事 実
山 川 明 子
○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算
所得の種類 収入金額 所得金額
(1) 給与所得 1,050,000 400,000
(2) 給与所得以外の所得の合計額
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額 400,000
○ 控除額の計算
区分 II
④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(1)と(2)の合計額」)
A 48万円 38万円 38万円 36万円 31万円 26万円 21万円 16万円 11万円 6万円 3万円
B 32万円 26万円 26万円 24万円 21万円 18万円 14万円 11万円 8万円 4万円 2万円
C 16万円 13万円 13万円 12万円 11万円 9万円 7万円 6万円 4万円 2万円 1万円
配偶者控除の額 380,000
配偶者特別控除の額
配偶者控除の額又は「配偶者特別控除の額」欄は「配偶者控除等申告書」の表を参考に記載してください。

4 ◆給与所得者の特定親族特別控除申告書◆
○ 特定親族の氏名等 (注)「特定親族」に該当するかは、裏面の3-1の①をご確認ください。
(フリガナ) 特定親族の氏名 ヤマカワ ハルコ 特定親族の個人番号 667788990011 子 平成 17 年 3 月 3 日
あなたと特定親族の住所又は居所が異なる場合の特定親族の住所又は居所 基 居 住 生 計 を 一 に す る 事 実
山 川 春 子
特定親族の本年中の合計所得金額の見積額 1,000,000
特定親族特別控除の額 410,000
○ 控除額の計算
特定親族の本年中の合計所得金額の見積額 58万円超85万円以下 85万円超90万円以下 90万円超95万円以下 95万円超100万円以下 100万円超105万円以下 105万円超110万円以下 110万円超115万円以下 115万円超120万円以下 120万円超123万円以下
控除額 63万円 61万円 51万円 41万円 31万円 21万円 11万円 6万円 3万円
※「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

5 ◆所得金額調整控除申告書◆ あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合、記載する必要はありません。
あなた自身が特別障害者(注1) (右の★欄のみを記載) 扶養親族等(注2) (右の★欄のみを記載) 扶養親族等(注2) (右の★欄のみを記載) 扶養親族等(注2) (右の★欄のみを記載)
あなたと同一生計配偶者又は扶養親族の氏名 (フリガナ) ヤマカワ ジョウロウ 左記の者の生年月日 平成 21 年 5 月 17 日
あなたと左記の者の住所又は居所が異なる場合の左記の者の住所又は居所 基 居 住 生 計 を 一 に す る 事 実
山 川 二 郎
特別障害者に該当する事実
扶養控除等申告書のとおり

1 氏名、住所などの記入

1 所轄税務署長 給与の支払者の名称(氏名) ○○○○株式会社 (フリガナ) ヤマカワ タロウ
あなたの氏名 山 川 太 郎
給与の支払者の法人番号 11223344556677
あなたの住所又は居所 ○○市××町 23-7
税務署長 給与の支払者の所在地(住所) ○○市△△町 3-3

▶① 所轄税務署長

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長を記載します。

▶② 給与の支払者の法人番号

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号を付記するため、あなたが記載する必要はありません。

2 給与所得者の基礎控除申告書の記入

◆給与所得者の基礎控除申告書◆
○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算
所得の種類 収入金額 所得金額
(1) 給与所得 8,970,000 6,973,000
(2) 給与所得以外の所得の合計額
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額 6,973,000
○ 控除額の計算
132万円以下 95万円
132万円超 336万円以下 88万円
336万円超 489万円以下 (A) 68万円
489万円超 655万円以下 63万円
655万円超 900万円以下
900万円超 950万円以下 (B) 58万円
950万円超 1,000万円以下 (C) 48万円
1,000万円超 2,350万円以下 32万円
2,350万円超 2,400万円以下 32万円
2,400万円超 2,450万円以下 32万円
2,450万円超 2,500万円以下 16万円
区分 I
A (左のA~Cを記載)
基礎控除の額
580,000
※「区分 I」及び「基礎控除の額」欄は「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

▶① あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

給与所得については、直近の源泉徴収票や給与支払明細書を参考にして見積もった令和7年中の給与の収入金額(給与を2か所以上から受けている場合には、その合計額)を「収入金額」欄に記載し、その給与の収入金額を基に次のページの「給与所得の計算欄」を使用して所得金額を計算します。

また、給与所得以外の所得がある場合には、その合計額を記載します。ここで計算する所得には、源泉分離課税により源泉徴収だけで納税が完結するものや、確定申告をしないことを選択した一定の所得は含まれません。
詳しくは、国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」(<https://www.nta.go.jp/user/gensen/nencho/index.htm>)に掲載している「合計所得金額の計算について」をご確認ください。



左記のページはこちら

※ この記載例は、所得金額調整控除がある場合の記載例です。

●給与所得の計算欄

給与の収入金額		円	A
給与の収入金額 (A)		給与所得の金額	
1 円以上	650,999 円以下	0 円	
651,000 円以上	1,899,999 円以下	A - 650,000 円	
1,900,000 円以上	3,599,999 円以下	A - 4 (千円未満の端数切捨て) 0,000 円	B × 2.8 - 80,000 円
3,600,000 円以上	6,599,999 円以下	A - 4 (千円未満の端数切捨て) 0,000 円	B × 3.2 - 440,000 円
6,600,000 円以上	8,499,999 円以下	A × 0.9 - 1,100,000 円	
8,500,000 円以上	(所得金額調整控除の適用がない場合)	A - 1,950,000 円	
8,500,000 円以上	(所得金額調整控除の適用がある場合)	A - 1,950,000 円 - 所得金額調整控除	

(注)1 所得金額調整控除の額の計算方法は次のとおりです (①、②の両方がある場合にはそれらの合計額)。

- ① (給与の収入金額^(※1) - 850万円) × 10%
※1 1,000万円を超える場合は、1,000万円
- ② 給与所得控除後の給与等の金額^(※2) + 公的年金等に係る雑所得の金額^(※2) - 10万円
※2 10万円を超える場合は、10万円

2 特定支出控除の適用がある場合は、求めた給与所得の金額からその控除額を控除してください。

▶② 控除額の計算

「あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」の表で計算した合計額を基に「判定」欄の該当箇所にチェックを付け、判定結果に対応する控除額を「基礎控除の額」欄に記載します。

▶③ 区分Ⅰ

「控除額の計算」の「判定」欄の判定結果に対応する記号 (A ~ C) を記載します。

(注) この欄は、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けようとする人が記載しますので、それ以外の人は記載不要です。

3 給与所得者の配偶者控除等申告書の記入

◆給与所得者の基礎控除申告書◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	8,970,000 円	6,973,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (①と②の合計額)		6,973,000 円

○ 控除額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
132万円以下	95万円	
132万円超 336万円以下	88万円	
336万円超 489万円以下	68万円	
489万円超 655万円以下	63万円	
655万円超 900万円以下	58万円	
900万円超 950万円以下	58万円	
950万円超 1,000万円以下	48万円	
1,000万円超 2,350万円以下	32万円	
2,350万円超 2,400万円以下		
2,400万円超 2,450万円以下		
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	

※ 「区分Ⅰ」及び「基礎控除の額」欄は「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

区分Ⅰ
A
(注のA~Cを記載)

基礎控除の額
580,000 円

◆給与所得者の配偶者控除等申告書◆

○ 配偶者の氏名等

1 (フリガナ) 配偶者の氏名
ヤマカワ アキコ
山 川 明 子

配偶者の個人番号
2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7

配偶者の生年月日
57 年 10 月 5 日

あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所
非居住者である配偶者
生計を一にする事実

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	1,050,000 円	400,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (①と②の合計額)		400,000 円

○ 控除額の計算

区分Ⅱ

区分Ⅱ	①	②	③	④ (上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (①と②の合計額)」)
A	48万円	38万円	38万円	36万円
B	32万円	26万円	26万円	24万円
C	16万円	13万円	13万円	11万円

判定
58万円以下かつ年齢70歳以上 (昭31.1.1以前生)
58万円以下かつ年齢70歳未満
58万円超95万円以下
95万円超133万円以下

配偶者控除の額
380,000 円

配偶者特別控除の額
0 円

※ 「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」欄は「判定」及び「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

○ この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

- ※1 夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできませんので、いずれか一方の配偶者は、この控除の適用を受けられません。
- ※2 所得者の配偶者特別控除の対象となる配偶者が他の所得者の特定親族にも該当する場合には、その配偶者は、これらの所得者のうちいずれか1人の配偶者特別控除の対象となる配偶者又は特定親族にのみ該当するものとみなされます。

▶① 配偶者の氏名、個人番号など

一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。また、配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である配偶者」欄に○を付け、「生計を一にする事実」欄に送金額等を記載します。この場合、親族関係書類及び送金関係書類の添付等が必要ですが、親族関係書類については、扶養控除等 (異動) 申告書を提出した際に添付等をしているときは、必要ありません。

▶② 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

「2 給与所得者の基礎控除申告書の記入」の「あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」を参考に記載してください。

▶③ 判定及び区分Ⅱ

「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算」の表で計算した合計

額及び配偶者の生年月日を基に「判定」欄の該当箇所にチェックを付け、判定結果に対応する記号 (①~④) を「区分Ⅱ」欄に記載します。

▶④ 控除額の計算

「控除額の計算」の表に基礎控除申告書の区分Ⅰの判定結果 (A ~ C) とこの申告書の区分Ⅱの判定結果 (①~④) を当てはめ、配偶者控除額又は配偶者特別控除額を求めます。

▶⑤ 配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額

「区分Ⅱ」欄が①又は②の場合は「配偶者控除の額」欄に、「区分Ⅱ」欄が③又は④の場合は「配偶者特別控除の額」欄に「控除額の計算」の表で求めた配偶者控除額又は配偶者特別控除額を記載します。

4 給与所得者の特定親族特別控除申告書の記入

◆給与所得者の特定親族特別控除申告書◆

○ 特定親族の氏名等 (注) 「特定親族」に該当するかは、裏面の3-1の1をご確認ください。

1 (フリガナ) 特定親族の氏名
ヤマカワ ハルコ
山 川 春 子

特定親族の個人番号
6 6 7 7 8 8 9 9 0 0 1 1

あなたと特定親族の生年月日
平成 17 年 3 月 3 日

あなたと特定親族の住所又は居所が異なる場合の特定親族の住所又は居所
非居住者である特定親族
生計を一にする事実

特定親族の本年中の合計所得金額の見積額
1,000,000 円

特定親族特別控除の額
410,000 円

○ 控除額の計算

特定親族の本年中の合計所得金額の見積額	58万円超85万円以下	85万円超90万円以下	90万円超95万円以下	95万円超100万円以下	100万円超105万円以下	105万円超110万円以下	110万円超115万円以下	115万円超120万円以下	120万円超123万円以下
控除額	63万円	61万円	51万円	41万円	31万円	21万円	11万円	6万円	3万円

※ 「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

- ※ 次のように、特定親族特別控除の適用を受けられないことがあります。
- 1 2人以上の所得者の特定親族に該当する親族がいる場合、その親族は、これらの所得者のうちいずれか1人の特定親族にのみ該当するものとみなされます。
- 2 所得者の特定親族に該当する親族が他の所得者の配偶者特別控除の対象となる配偶者にも該当する場合には、その親族は、これらの所得者のうちいずれか1人の特定親族又は配偶者特別控除の対象となる配偶者にのみ該当するものとみなされます。
- 3 親族の双方がお互いに適用を受けることや、この控除の適用を受けている親族を特定親族として適用を受けることはできません。

▶① 特定親族の氏名、個人番号など

「特定親族」とは、あなたと生計を一にする年齢19歳以上23歳未満 (平成15年1月2日~平成19年1月1日生) の親族 (里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます) で、合計所得金額が58万円超123万円以下である人をいいます。一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。また、特定親族が非居住者である場合には、「非居住者である特定親族」欄に○を付け、「生計を一にする事実」欄に送金額等を記載します。この場合、親族関係書類及び送金関係書類の添付等が必要ですが、親族関係書類については、扶養控除等 (異動) 申告書を提出した際に添付等をしているときは、必要ありません。

申告書を提出した際に添付等をしているときは、必要ありません。

▶② 特定親族の本年中の合計所得金額の見積額の計算

「2 給与所得者の基礎控除申告書の記入」の「あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」を参考に記載してください。

▶③ 特定親族特別控除の額

「控除額の計算」の表に特定親族の本年中の合計所得金額の見積額を当てはめ、対応する控除額を「特定親族特別控除の額」欄に記載します。

3

(注) 1 「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付け記載することで差し支えありません。
2 「特別障害者」、「同一生計配偶者」及び「扶養親族」に該当するかは、裏面の4-1の(4)をご確認ください。

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号を付記するため、あなたが記載する必要はありません。

1

※「給与所得者の保険料控除申告書」を提出する際は、旧生命保険料で一契約の保険料の金額が9,000円以下であるものを除き、証明書類の添付等が必要です。

令和 7 年分 生命保険料控除証明書

(記載例の控除額の計算)

①欄: $25,000\text{円} \times 1/2 + 10,000\text{円} = 22,500\text{円}$ (計算式Ⅰ)

②欄: $80,000\text{円} \times 1/4 + 25,000\text{円} = 45,000\text{円}$ (計算式Ⅱ)

③欄: $22,500\text{円} + 45,000\text{円} = 67,500\text{円} \rightarrow$ 最高 40,000円

④欄: 控除額は、②と③のいずれか大きい金額 $\rightarrow 45,000\text{円}$

(記載例の控除額の計算)
 ④欄: 90,000円→最高 40,000円 (計算式Ⅰ)
 ⑤欄: $30,000\text{円} \times 1/2 + 12,500\text{円} = 27,500\text{円}$ (計算式Ⅱ)
 ⑥欄: $40,000\text{円} + 27,500\text{円} = 67,500\text{円}$ →最高 40,000円
 ⑦欄: 控除額は、⑤と⑥のいずれか大きい金額→40,000円

(記載例の控除額の計算)
① 45,000円 + ② 40,000円 + ③ 40,000円 = 125,000円
→ 最高 120,000円
※ 記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載して、この申告書に添付してください。

1

※「給与所得者の保険料控除申告書」を提出する際は、証明書類の添付等が必要です。

令和 7 年分 地震保険料控除証明書

(記載例の「地震保険料控除額」の控除額の計算)
地震保険料の控除額
42,000円 ⑤の金額、最高 50,000円)
+ 12,400円 (③の金額が 10,000円を超える
場合は③× 1/2 + 5,000円、最高 15,000円)
= 54,400円→最高 50,000円

国民年金保険料など、あなたが直接支払った社会保険料を記載します。
給与から差し引かれた社会保険料は記載しません。
※国民年金の保険料や国民年金基金の加入員として負担する掛金を記載する場合は、「給与所得者の保険料控除申告書」を提出する際、その証明書類の添付等が必要です。

※「給与所得者の保険料控除申告書」を提出する際は、証明書類の添付等が必要です。

※ 記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載して、この申告書に添付してください。

(記載例 1) 平成 29 年分につき住宅借入金等特別控除を確定申告で受けた人が令和 7 年分について年末調整でこの控除を受ける場合

(この記載例は、令和7年分の年末調整において住宅借入金等特別控除を受ける場合の「給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」(以下「控除申告書」といいます。))の書き方の例です。なお、この記載例は、連帯債務による住宅借入金等の年末残高がある場合について説明しています。

● ①欄 及び ⑥欄 には、2か所以上の金融機関等から『残高等証明書』の交付を受けている方は、その全てに基づいて、それぞれ①欄又は⑥欄に記入します（住宅借入金等の借換えを行った場合又は連帯債務による住宅借入金等の年末残高がある場合は、右の説明をご覧ください。）

①欄は、『残高等証明書』に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて記入します。なお、㉔の区分に該当する住宅借入金等の年末残高と㉕又は㉖の区分に該当する住宅借入金等の年末残高と共有する場合は、税務署にお尋ねください。

● ②欄の記入に当たっては、取得対価の額を家屋と土地等に区分しないで合計額を確定申告書に記入している場合には、下部の証明事項の㊦の金額を①欄及び③欄に記入します（この場合には、証明事項の㊦の金額の左側に「計」が表示されています。）。

● ③欄は、下部の証明事項の㉠・㉡・㉢・㉣の面積及びその割合を記入します。
なお、割合は小数点以下第4位まで算出し、第4位を切り上げて記入します。ただし、その割合が90%以上である場合は100%と記入します。

※C欄の③の記入について

控除申告書C欄の③の記入に当たっては、A欄の③の割合とB欄の③の割合や⑤の割合とB欄の③の割合が、同じ場合はA欄の③の割合又は⑤の割合を書き、異なる場合はC欄の③は記入を省略して、C欄の⑤に下の算式により計算した①と②との金額の合計額を書きます（下の算式により計算した場合には「備考」欄の書き方も参照してください。）。

i	(C 欄の④の金額) 円	×	(③欄の③又は⑦の金額) 円	×	(③欄の③又は⑧の割合) %	=	円
ii	(C 欄の④の金額) 円	×	(⑤ 欄の ② の 金額) 円	×	(⑤ 欄の ③ の 割合) %	=	円

● **⑧欄**は、下部の証明事項の㉑・㉒の金額及びその割合をそれぞれ記入します。
なお、割合は小数点以下第4位まで算出し、第4位を切り上げて記入します。
ただし、その割合が90%以上である場合は100%と記入します。

● ⑫欄 及び ⑬欄 は、記入の必要はありません。

● 「年間所得の見積額」欄には、その年の1月1日から12月31日までの合計所得金額の見積額を記入します。

(注)「合計所得金額」とは、総所得金額、特別控除前の分離課税の長(短)期譲渡所得の金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額、申告分離課税の上場株式等に係る配当所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額です。

ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額をいいます。

● 「備考」欄の記入に当たっては次によります。

- 1 災害によりその家屋を居住の用に供することができなくなり、翌年以後、引き続き控除を受ける場合には、「災害発生日令和〇年〇月〇日」と記載します。
- 2 ②欄の③の記入に当たり、「③欄」の書き方の算式により計算した場合には、算式に当てはめた計算を書きます。なお、「備考」欄に書ききれない場合は、適宜別紙に記載して添付してください。

[illegible]

④ この申告書の記載に当たっては、同封の「年末調整で住宅借入金等特別控除を受ける方へ」をお読みください。
⑤ この申告書の提出に当たっては、金融機関等が発行する「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」の添付が必要です。
⑥ 下の証明書は、切り離さないでください。

平成37年分 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書


 左記の方が、平成 29 年分の所得税についてた
 とおり（特定増改築等）住宅借入金等特別扣除の
 適用を受けていることを証明します。

〇〇市△△町×××××

平成 30 年 10 月 16 日

〇〇 税務署長 〇〇 〇〇 

国 税 太 郎 様

(証明事項)

借主が借入した家賃に係る事項		増改築等をした部分に係る事項	
項	目	項	目
居住開始年月日	① 平成 29 年 7 月 24 日 (特定)	居住開始年月日	② 年 月 日
家賃又は土地等の取得対価の額	③ 10,000,000 円	増改築等の費用の額	④ 円
		⑤ ④のうち居住部分の費用の額	⑥ 円
家賃又は土地等の総床面積又は総面積	⑦ 70.00 ㎡	80.00 ㎡	⑧ 円
⑨又は⑩のうち居住部分の床面積又は面積	⑨ 70.00 ㎡	80.00 ㎡	⑩ 200,000 円

(平成 29 年中居住用)

(平成 29 年中居住者用)

証明事項の各欄は、平成29年分の申告に基づいて記載しています。
 なお、「家屋又は土地等の取得対価の額」は、補助金等の額及び住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額を控除した後の金額です。

…【住宅借入金等の借換えを行った場合】…

住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等（一定の要件を満たすものに限ります。）の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額を『控除申告書』①欄又は⑥欄に記入します。

$$\text{本年の住宅借入金等の年末残高} \times \frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}$$

【連帯債務による住宅借入金等の年末残高がある場合】

連帯債務による住宅借入金等の年末残高がある場合には、次の設例を参考に連帯債務による住宅借入金等のうちあなたの負担すべき部分の年末残高を計算し、『控除申告書』①欄又は⑥欄に転記します。

○設 例（中央の証明書兼申告書は、この設例に基づいて記載しています。）

平成 29 年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書

○この明細書は、「特定増改築等」住宅借入金等特別控除額の通則を適用する場合に使用します。
○この明細書の書き方については、控除の裏面に参照してください。

住所 〇〇市△△町××××××
 氏名 国 税 太 郎
 代表者 〇〇市△△町××××××
 氏名 国 税 太 郎

6 居住用部分の家賃又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

区分	居住用部分の家賃又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高	居住用部分の家賃又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高	居住用部分の家賃又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高	居住用部分の家賃又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高
①	400,000.00	400,000.00	400,000.00	400,000.00
②	150,000.00	150,000.00	150,000.00	150,000.00
③	2,000,000.00	2,000,000.00	2,000,000.00	2,000,000.00

住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

住宅取得資金の借入 住 所 〇〇市△△町××××××
 れ等をしている者 氏 名 国 税 太 郎

住宅借入金等の内訳 1 住宅のみ 2 土地等のみ ③ 住宅及び土地等

住宅借入金等の金額 年次残高 36,000,000 円
 初金額 平成29年 7月 17日 450,500 円
 償還期間又は支払期間 平成29年 7月から 25年 7月
 令和24年 6月まで 6月まで 円

居住用家屋の取得の対価等の額又は増改築等に係した費用の額 円

連帯債務者 国 税 春 子

租税特別措置法施行令第26条の3第1項の規定により、令和7年12月31日における租税特別措置法第9条第1項に規定する住宅借入金等の金額、同法第14条の3の2第1項に規定する増改築等住宅借入金等の金額、同法第5項に規定する新築改築住宅借入金等の金額又は同法第8項に規定する多世帯同居改修住宅借入金等の金額等については、上記のとおり証明します。

その年において金融機関等から交付を受けた『残高等証明書』を使用します。

明が
租税特別措置法施行令第26条の3第1項の規定により、**令和7年12月31日**における租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等の金額、同法第41条の3の2第1項に規定する増改築等住宅借入金等の金額、同条第5項に規定する断熱改修住宅借入金等の金額又は同条第8項に規定する多世帯共同改修住宅借入金等の金額等について、上記のとおり証明します。

連帯債務による 住宅借入金等の 年末残高 (円)	×	あなたの 負担す べき割合 (%)	=	連帯債務による住宅借入金等 の年末残高のうちあなたの負 担すべき部分の年末残高 (円)	⇒ 『控除申告書』の ①欄に転記します。
36,000,000		50		18,000,000	

(注) 「あなたの負担すべき割合」については、原則として、『計算明細書』の④欄によります。

「備考」欄に、他の連帯債務者から、「私は連帯債務者として、右上の住宅借入金等の残高〇〇〇円のうち、〇〇〇円を負担することとしています。」等の文言、住所及び氏名の記入を受けてください。その方が給与所得者である場合には、その勤務先の所在地及び名称も併せて記入を受けてください。

(記載例 2) 令和 3 年分につき住宅借入金等特別控除を確定申告で受けた人が令和 7 年分について年末調整でこの控除を受ける場合

給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書兼(特定増改築等)住宅借入金等特別控除計算明細書の記載例

(この記載例は、令和 7 年分の年末調整において(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受ける場合の『給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書兼(特定増改築等)住宅借入金等特別控除計算明細書』(以下「控除申告書」といいます。))の書き方の例です。この『控除申告書』を計算明細書として使用し、確定申告書に添付する場合も書き方は同じです。)

この欄は、『控除申告書』の提出を受けた給与の支払者が記載します。

給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書
兼(特定増改築等)住宅借入金等特別控除計算明細書

給与の支払者の名称(氏名)	〇〇株式会社	(フリガナ) あなたの氏名	国税 太郎
給与の支払者の法人番号		あなたの住所又は居所	〇〇市△△町×-××-×
〇〇 税務署氏	〇〇支〇〇×-×-×		
年末調整の際に、次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けたいので、申告します。			
項目	④ 住宅のみ	⑤ 土地等のみ	⑥ 住宅及び土地等
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高(円、連帯債務による借入金の額)	① ()	()	39,500,000
住宅借入金等の年末残高(①のうち単独債務の額+①のうち連帯債務の額×「連帯債務割合」)	② ()	()	19,750,000
②と証明事項の取得対価の額又は増改築等の費用の額のいずれか少ない方の金額	③ ()	()	19,750,000
③ × 「居住用割合」	④ ()	()	19,750,000
住宅借入金等の年末残高等(④の欄の合計額)	⑤ ()	()	8,800,000
特定増改築等の費用の額(注3)	⑥ ()	()	
特定増改築等の費用の額に係る住宅借入金等の年末残高等(⑤と⑥の少ない方)(注3)	⑦ ()	()	
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(⑤×1%)	⑧ ()	()	

令和 7 年分 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書

左記の方が、令和 3 年分の所得税について次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けていることを証明します。						
〇〇市△△町×-××-×						
国税 太郎 様						
令和 4 年 〇 月 〇 日						
〇〇 税務署長 〇〇 〇〇						
(証明事項)(令和 3 年中居住者用)						
① 居住開始年月日(特別特定)	② 取得対価の額	③ 居住用割合	④ 連帯債務割合	⑤ 取得対価等の額	⑥ 居住用割合	⑦ 連帯債務割合
令和 3 年 〇 月 〇 日	11,000,000 円	100.0 %	50.00 %	12,500,000 円	100.0 %	50.00 %
⑧ 居住開始年月日	増改築等に関する事項		特例期間(11年目～13年目)(※)		における控除限度額	
年 月 日	⑨ 増改築等の費用の額	⑩ 特定増改築等の費用の額	⑪ 居住用割合	⑫ 連帯債務割合	⑬ 令和 13 年分～令和 15 年分	
	円	円	%	%	66,600 円	
(参考) 適用開始年の控除額	200,000 円		各年分の控除額の計算の結果、この金額を上回ることはありません。 ※各年分の控除額ではありませんのでご注意ください。			

証明事項の各欄は、令和 3 年分の申告に基づいて記載しています。

住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

住宅取得資金の借入	住 所	〇〇市△△町×-××-×	
れ等をしている者	氏 名	国 税 太 郎	
住 宅 借 入 金 等 の 内 訳	1 住宅のみ	2 土地等のみ	3 住宅及び土地等
住宅借入金等の金額	年末残高	予定額	39,500,000 円
	当初金額	令和 3 年 7 月 17 日	40,500,000 円
償還期間又は賦払期間	令和 3 年 7 月から	令和 28 年 6 月まで	25 年 月間
居住用家屋の取得の対価等の額又は増改築等に要した費用の額	円		
(摘要)	連帯債務者 国 税 春 子		

『控除申告書』の①欄に転記します。

イ ①欄には、2 か所以上の金融機関等から『残高等証明書』の交付を受けている方は、その全てに基づいて、『残高等証明書』に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて記入します(⑥の区分に該当する住宅借入金等の年末残高と④、⑧又は⑩の区分に該当する住宅借入金等の年末残高を共にする場合には、最寄りの税務署にお尋ねください。)。連帯債務による住宅借入金等の年末残高がある場合は、連帯債務による住宅借入金等の年末残高を①欄のかっこ内に記入します。住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等(一定の要件を満たすものに限り)の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額を『控除申告書』の①欄に記入します。

本年の住宅借入金等の年末残高× $\frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初残高}}$

ロ 「④欄の④の居住用割合と⑧欄の④の居住用割合」又は「⑩欄の④の居住用割合と⑧欄の④の居住用割合」が異なる場合は、下の算式により計算した i と ii を合計した割合を⑥欄の④のかっこ内に記入します。なお、割合は小数点以下第 4 位まで算出し、小数点以下第 4 位を切り上げて記入します(下の算式により計算した場合には「備考」欄の書き方も参照してください。)。

(算式)

$$i \quad \frac{(\text{⑩の金額又は⑩の金額})}{(\text{⑩の金額又は⑩の金額}+\text{⑧の金額})} \times (\text{⑦又は⑨の割合}) = \underline{\hspace{2cm}}$$
$$ii \quad \frac{(\text{⑧の金額})}{(\text{⑩の金額又は⑩の金額}+\text{⑧の金額})} \times (\text{⑦の割合}) = \underline{\hspace{2cm}}$$

ハ ⑥欄及び⑦欄は、特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける方が記入します。

ニ (特定増改築等)住宅借入金等特別控除の重複適用(の特例)を受ける方は、『控除申告書』の重複適用 1 枚目及び重複適用 2 枚目の⑧欄の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の金額を合計して、その合計額を重複適用 1 枚目の重複適用(の特例)を受ける場合の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額欄に記入します。

ホ 「備考」欄の記入に当たっては次によります。

- 災害によりその家屋を居住の用に供することができなくなり、翌年以後、引き続き控除を受ける場合には、「災害発生日 令和〇年〇月〇日」と記載します。
- ⑥欄の④のかっこ内の記入に当たり、上記の算式により計算した場合には、算式に当てはめた計算を書きます。なお、「備考」欄に書ききれない場合は、適宜別紙に記載して添付してください。

(記載例3) 令和6年分につき住宅借入金等特別控除を確定申告で受けた人が令和7年分について年末調整でこの控除を受ける場合

給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書兼住宅借入金等特別控除計算明細書の記載例

(この記載例は、令和7年分の年末調整において住宅借入金等特別控除を受ける場合の『給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書兼住宅借入金等特別控除計算明細書』(以下「控除申告書」といいます。)の書き方の例です。この「控除申告書」を計算明細書として使用し、確定申告書に添付する場合も書き方は同じです。なお、調査案件の場合で令和8年分以降は、金融機関等から交付される住宅ローン返済計画表等を基に年末残高を記載してください。)

この欄は、『控除申告書』の提出を受けた給与の支払者が記載します。

令和 7 年分 給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書
兼住宅借入金等特別控除計算明細書

給与の支払者の 名称（氏名） ○○株式会社	（フリガナ） あなたの氏名	世帯主の氏名及びあて先の住所（フリガナ） あなたの住所 国税 大 部	
	給与の支払者の 法人番号	あなたの住所 又は 居所	○○市△△町×××××
	給与の支払者の 所在地（住所）	○○区○○×××××	

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長を記入します。

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長を記入します。

年末調整の際に、次のとおり住宅借入金等特別控除を受けたいので、申告します。

項 目	新築又は購入に係る借入金等の計算	増改築等に係る借入金等の計算
	① 住宅のみ	② 土地等のみ
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高（内、連帯債務による借入金の額）	① ①のうちに係るもの 円	② ②のうちに係るもの 円
住宅借入金等の年末残高（①のうち単独債務の額）	③ ③のうちに係るもの 円	④ ④のうちに係るもの 円
③のうち連帯債務の額×「連帯債務割合」	⑤ ⑤のうちに係るもの 円	⑥ ⑥のうちに係るもの 円
②と証明事項の取得対価の額又は増改築等の費用の額のいずれが少ない方の金額	⑦ ⑦のうちに係るもの 円	⑧ ⑧のうちに係るもの 円
③ × 「団 住 用 割 合」	⑨ ⑨のうちに係るもの 円	⑩ ⑩のうちに係るもの 円
住宅借入金等の年末残高等（④の欄の合計額）	⑪ ⑪のうちに係るもの 円	⑫ ⑫のうちに係るもの 円
住宅借入金等特別控除額（⑤ × 0.7%）	⑬ ⑬のうちに係るもの 円	⑭ ⑭のうちに係るもの 円

（備考）

調書方式の場合は、原則、控除見込額が記載されるため、計算の参考にしてください。なお、繰上返済などにより、⑦、⑧又は⑨欄に記載された年末残高と実際の住宅借入金等の年末残高が異なることとなった場合には、実際の年末残高により計算する必要があります。

（注1）①②に該当する住宅借入金の年末残高を、③④⑤⑥に該当する住宅借入金の年末残高とする場合は、借入の総額にのみ適用が大きい。

（注2）①②の間の住宅借入金については、③④⑤⑥の間の住宅借入金とする。また、③④⑤⑥の間の住宅借入金については、③④⑤⑥の間の住宅借入金とする。

令和7年分 年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書

□□□□-□□□□

左記の方の住宅借入金等特別控除
に関する事項について次のとおり
証明します。

○○市△△町×××××

国税 太郎 様

令和 7 年 ○月 ○日
○○ 税務署長
○○ ○○

(証明事項) (令和6年中居住者・認定住宅等用)

① 居住開始年月日	家屋に関する事項			土地等に関する事項		
	② 取得対価の額	③ 居住用割合	④ 連帯債務割合	⑤ 取得対価等の額	⑥ 居住用割合	⑦ 連帯債務割合
令和6年○月○日	11,000,000 円	100.0 %	50.00 %	12,500,000 円	100.0 %	50.00 %

① 居住開始年月日

令和 年 月 日

住宅借入金等の年末残高に関する事項

② 住宅のみ	③ 土地等のみ	④ 住宅及び土地等
円	円	円

② 増改築等の費用の額

円

③ 増改築等に関する事項

円

④ 連帯債務割合

%

省エネ基準適合住宅・新築

② 住宅のみ

円

⑦ 備考

(参考) 適用期間中の控除額

140,000 円

(参考) 各年分の控除額計算の結果、この金額を上回ることはありません。
(※各年分の控除額ではありませんのでご注意ください。)

証明事項の各欄は、令和6年分の申告に基づいて記載しています。

住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

住宅取得資金の借入 れ等をしている者	住 所 〇〇市△町×-××-×
	氏 名 国 税 大 部
住 宅 借 入 金 等 の 内 訳	1 住宅のみ 2 土地等のみ ③ 住宅及び土地等
住宅借入金等の金額	年末残高 予定額 39,500,000 円
	当初金額 令和6年7月19日 40,500,000 円
償還期間又は賦払期間	令和6年7月から の 25 年 月間 令和31年6月まで
居住用家屋の取得の対価等の額 又は増改築等に要した費用の額	円
(摘要)	連帯債務者 国 税 春 子

『控除申告書』の
①欄に転記します。

イ ①欄 には、2か所以上の金融機関等から年末残高等証明書の交付を受けている方は、その全てに基づいて、年末残高等証明書に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて記入する（③の区分に該当する住宅借入金等の年末残高と④、⑤又は⑥の区分に該当する住宅借入金等の年末残高を共に有する場合には、最寄りの税務署にお尋ねください。）。

連帯債務による住宅借入金等の年末残高がある場合は、連帯債務による住宅借入金等の年末残高を①欄の括弧内に記入します。

住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等（一定の要件を満たすものに限ります。）の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額を『控除申告書』の①欄に記入します。

$$\text{本年の住宅借入金等の年末残高} \times \frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}$$

ロ 「**㊤欄の④**の居住用割合と**㊤欄の④**の居住用割合」が異なる場合は、**㊤欄の④**の括弧内の記入を省略して、下の算式により計算した i の金額と ii の金額の合計額を**㊤欄の④**に記入します。

(算式)

i ㊦欄の㊦の金額 (円) $\times \frac{\text{㊦の金額}}{\text{㊦の金額} + \text{㊦の金額}} \times \frac{\text{㊦の割合}}{\text{㊦}} (\%) =$ 円

ii ㊦欄の㊦の金額 (円) $\times \frac{\text{㊦の金額}}{\text{㊦の金額} + \text{㊦の金額}} \times \frac{\text{㊦の割合}}{\text{㊦}} (\%) =$ 円

ハ、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の重複適用を受ける方は、『控除申告書』の重複適用 1 枚目及び重複適用 2 枚目の⑥欄又は⑧欄の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の金額を合計して、その合計額を重複適用 1 枚目の重複適用を受ける場合の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額欄に記入します。

二 『控除申告書』の「備考」欄の記入に当たっては次によります。

- 1 災害によりその家屋を居住の用に供することができなくなり、翌年以後、引き続き控除を受ける場合には、「災害発生日 令和〇年〇月〇日」と記載します。
- 2 ③欄の④の記入に当たり、上記の算式により計算した場合には、算式に当てはめた計算を書きます。なお、「備考」欄に書ききれない場合は、適宜別紙に記載して添付してください。
- 3 調書方式の場合は、「調書方式に対応する金融機関からの借入れ」となど、調書方式に対応する金融機関からの借入れである旨を記載してください。

令和 8 年分の扶養控除等申告書においては、記載事項が「控除対象扶養親族」から「源泉控除対象親族」に改正されていますので、記載漏れがないようご注意ください。また、令和 7 年分の所得税から、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件の引上げなどの改正も行われていますので、併せて記載漏れがないようご注意ください。

[illegible]

所轄税務署長等 〇〇 税務署長 〇〇市町村長	給付の支払者 の名称(氏名) 給付の支払者 の個人(個人)番号 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 給付の支払者 の所在地(住所) 〇〇市△町区3-3	株式会社 あなたの個人番号 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 あなたの住所 又は居所 〇〇市△町区3-3	(フリガナ) あなたの氏名 3 あなたの個人番号 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 あなたの住所 又は居所 〇〇市×町区23-7	ヤマカワ タロウ 3 郵便番号 000-0000 〇〇市×町区23-7	あなたの生年月日 平成△年 1 月 1 日 登録上の氏名 山川 太郎 あなたの年齢 本人 配偶者の有無 〇・無	4 税務上の給付について あなたの所得、所得控除 等の申告書の提出 期限については、給付 決定通知書に記載の 事項を参照してください。
---	--	--	--	--	--	---

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長とあなたの住所地等の市区町村長を記載します。

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の個人番号又は法人番号を付記するため、あなたが記載する必要はありません。

1 主たる給付者から控除を受ける	区分等	(フリガナ) 氏名	3 個人番号	4 生年月日 生年月日 西暦(年・月・日) 特扶対象親族・特定期間(平成12.1.1～平成13.12.31)	令和8年6月31日現在 所得の見積額	6 非居住者である親族(注1) 所得の見積額	住所又は居所	異動月日及び事柄 (令和8年6月31日現在) 異動した居住者から異動した月に記載してください。 (以下同様に。)	
	2 源泉控除対象親族 (16歳以上) (令和11.10.現在)	源泉控除対象親族	ヤマカワ アキコ	2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7	500,000円	☐ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 留学者 38万円以上の支払	〇〇市××町 23-7		
			山川 明子	子	明・夫 57・10・5	0円	☒ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 留学者 38万円以上の支払	1234 Kozumi Street・・・USA	
		1	ヤマカワ イチロウ			☐ 同居老親等 ☐ その他 ☒ 特定扶養親族 ☐ 特定親族	☐ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 留学者 38万円以上の支払		
			山川 一郎	子	明・夫 16・2・4	☐ 同居老親等 ☐ その他 ☒ 特定扶養親族 ☐ 特定親族	☐ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 留学者 38万円以上の支払		
	源泉控除対象親族	ヤマカワ ハルコ	6 6 7 7 8 8 9 9 10 10 11	1,000,000円	☐ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 留学者 38万円以上の支払	〇〇市××町 23-7			
		山川 春子	子	明・夫 17・3・3	☐ 同居老親等 ☐ その他 ☒ 特定扶養親族 ☐ 特定親族	☐ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 留学者 38万円以上の支払			
		ヤマカワ ジロウ	3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8 8	0円	☐ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 留学者 38万円以上の支払	〇			
		山川 二郎	子	明・夫 21・5・17	☐ 同居老親等 ☐ その他 ☒ 特定扶養親族 ☐ 特定親族	☐ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 留学者 38万円以上の支払			
		ヤマカワ タカオ	4 4 5 5 6 6 7 7 8 8 9 9	300,000円	☐ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 留学者 38万円以上の支払	〇			
		山川 隆雄	父	明・夫 22・5・8	☐ 同居老親等 ☐ その他 ☒ 特定扶養親族 ☐ 特定親族	☐ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 留学者 38万円以上の支払			

あなた（令和8年中の合計所得金額の見積額が900万円以下の人に限ります。）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で令和8年中の合計所得金額の見積額が95万円以下の人について記載します。

なお、年末調整において、配偶者（特別）控除の適用を受けるには、この欄の記載の有無に関わらず「給付所得者の配偶者控除等申告書」の提出が必要です。

次の①又は②のいずれかに該当する人について記載します。

① 扶養親族のうち、次のイ又はロのいずれかに該当する人(控除対象扶養親族)

イ 居住者のうち、年齢16歳以上の人(平成23年1月1日以前に生まれた人)

ロ 非居住者のうち、次のいずれかに該当する人

(イ) 年齢16歳以上30歳未満の人(平成9年1月2日から平成23年1月1日までの間に生まれた人)

あなたの個人番号を記載する必要がありますが、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

2か所以上から給与の支払を受けている人が、他の給与の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出している場合に○を付けます。

源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族の個人番号を記載する必要がある。

ありますが、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

▶④ 老人扶養親族（昭 32.1.1 以前生）

源泉控除対象親族が年齢70歳以上（昭和32年1月1日以前生）の場合には、次のとおりいずれかにチェックを付けます。

- ①その人があなた又はあなたの配偶者の直系尊属で、あなた又はあなたの配偶者のいずれかと同居を常況としている人であるとき⇒「同居老親等」
- ②その人が①以外の人であるとき ⇒「その他」

▶⑤ 特定扶養親族・特定親族（平 16.1.2 生～平 20.1.1 生）

源泉控除対象親族が年齢19歳以上23歳未満（平成16年1月2日～平成20年1月1日生）の場合には、次のとおりいずれかにチェックを付けます。

- ①その人の令和8年中の合計所得金額の見積額が58万円以下であるとき ⇒「特定扶養親族」
- ②その人の令和8年中の合計所得金額の見積額が58万円超100万円以下であるとき ⇒「特定親族」

▶⑥ 非居住者である親族

源泉控除対象配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である親族」欄に○印を付けます。

源泉控除対象親族が非居住者であり、その非居住者の年齢が16歳以上30歳未満又は70歳以上である場合には「非居住者である親族」欄の「16歳以上30歳未満又は70歳以上」にチェックを付け、30歳以上70歳未満の場合には、「留学」、「障害者」又は「38万円以上の支払」のうち該当するいずれかの項目にチェックを付けます。

源泉控除対象配偶者や源泉控除対象親族が非居住者である場合、親族関係書類の添付等が必要です。

上記の「留学」にチェックを付けた場合は、留学ビザ等書類の添付等が必要です。

●（参考）

- ①収入が給与所得のみの場合の給与等の収入金額と所得金額の関係は、次の表のとおりです（特定支出控除の適用がある場合を除きます。）。

給与の収入金額		所得金額
所得金額調整控除の適用を受ける場合	11,100,000円	9,000,000円
所得金額調整控除の適用を受けない場合	10,950,000円	
1,650,000円		1,000,000円
1,600,000円		950,000円
1,230,000円		580,000円

- ②収入が公的年金等に係る雑所得のみの場合の公的年金等の収入金額と所得金額の関係は、次の表のとおりです。

	公的年金等の収入金額	所得金額
65歳未満	1,633,334円	950,000円
	1,180,000円	580,000円
65歳以上	2,050,000円	950,000円
	1,680,000円	580,000円

※ 記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載して、この申告書に添付してください。

3 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生 の記入

		①	②	③	④	
障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生	障害者	区分	該当者	本人	同一生計配偶者	扶養親族（注2）
		一般の障害者				1人
		特別障害者				（人）
		同居特別障害者				（人）
		上の該当する項目及び欄にチェックを付け、（ ）内には該当する扶養親族の人数を記載してください。				
		障害者又は勤労学生の内容（この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の9をお読みください。）				
		異動月日及び事由				
		山崎隆雄、身体障害者3級 身体障害者手帳 平成28年4月11日交付				
		※ 配偶者や親族が「源泉控除対象配偶者」や「源泉控除対象親族」などに該当する場合は、裏面の「4 扶養親族等の範囲」をご確認ください。 (注) 1 非居住者に該当する親族が特定親族である場合は「16歳以上30歳未満又は70歳以上」にチェックを付けてください。 2 特定親族は、扶養親族には該当しませんので、あなたの障害者控除の対象にはなりません。				

▶① 同一生計配偶者

同一生計配偶者が一般の障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には、該当する欄にチェックを付けます。

※「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、令和8年中の合計所得金額の見積額が58万円以下の人をいいます。

▶② 扶養親族

扶養親族が一般の障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には、該当する欄にチェックを付けます。

なお、障害者控除の対象となる扶養親族は、控除対象扶養親族とは異なり、年齢16歳未満（平成23年1月2日以後生）の扶養親族も対象となります。

※特定親族は、扶養親族には該当しませんので、あなたの障害者控除の対象となりません。

▶③ 寡婦 など

あなたが寡婦、ひとり親、勤労学生に該当する場合にチェックを付けます。

▶④ 障害者又は勤労学生の内容

左記の障害者又は勤労学生に該当する（人がある）場合、その該当する事実やその人の氏名を記載します。

(例) 障害者の場合…障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度（等級）などの障害者に該当する事実を記載します。

4 住民税に関する事項の記入

○住民税に関する事項（この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。）

① 16歳未満の扶養親族（平23.1.2以後生）	フリガナ	個人番号	あなたの生年月日	住所又は居所	控除対象外国扶養親族（注）	令和8年中の所得の見積額（※）	異動月日及び事由
	ヤマカワ サブロー	5 5 6 6 7 7 8 8 9 9 0 0	子 24.7.5	〇〇市×町23-7		0円	
③ 退職手当等を有する配偶者・扶養親族・特定親族	フリガナ	個人番号	あなたの生年月日	住所又は居所	非居住者である親族（注）	令和8年中の所得の見積額（※）	異動月日及び事由
	氏		明大朗 平令		□配偶者 □30歳未満又は70歳以上 □留学 □障害者 □源泉控除上の支払	円 □一般 □特別	

※1 記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載して、この申告書に添付してください。

2 住民税では、扶養親族等の要件とされる所得の金額には、退職所得の金額は含めないこととされています。

3 「住民税に関する事項」欄については、ご不明な点などがありましたら、お住まいの市区町村へお尋ねください。

▶① 16歳未満の扶養親族（平 23.1.2 以後生）

年齢16歳未満（平成23年1月2日以後生）の扶養親族について記載します。

▶② 控除対象外国扶養親族

国内に住所を有しない16歳未満の扶養親族に該当する場合に○を付けます。この場合、親族関係書類及び送金関係書類を令和9年3月15日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります。

▶③ 退職手当等を有する配偶者・扶養親族・特定親族

退職手当等（源泉徴収されるものに限りです。以下同じです。）の支払を受ける配偶者（あなたと生計を一にする配偶者で、令和8年中の退職所得を除いた合計所得金額の見積額が133万円以下であるものに限りです）、扶養親族又は特定親族について記載します。

▶④ 非居住者である親族

退職手当等の支払を受ける配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である親族」欄の「配偶者」にチェックを付けます。

また、退職手当等の支払を受ける扶養親族又は特定親族が非居住者であり、その非居住者の年齢が30歳未満又は70歳以上である場合には「非居住者である親族」欄の「30歳未満又は70歳以上」にチェックを付け、30歳以上70歳未満の場合には、「留学」（留学により国内に住所及び居所を有しなく

なった人）、「障害者」又は「38万円以上の支払」（あなたから令和8年中において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受ける人）のうち該当するいずれかの項目にチェックを付けます。

この場合、親族関係書類、留学ビザ等書類、送金関係書類及び38万円送金書類を令和9年3月15日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります。

▶⑤ 令和8年中の所得の見積額（退職所得を除く）

令和8年中の退職所得の金額を除いた合計所得金額の見積額を記載します。

▶⑥ 障害者区分

退職手当等の支払を受ける配偶者のうち同一生計配偶者（あなたと生計を一にする配偶者で、令和8年中の退職所得を除いた合計所得金額の見積額が58万円以下である人をいいます。）又は扶養親族について、その配偶者又は扶養親族が障害者である場合は「一般」にチェックを付け、特別障害者である場合は「特別」にチェックを付けます。

▶⑦ 寡婦又はひとり親

退職所得を除くと令和8年中の合計所得金額の見積額が58万円以下となる扶養親族を有することにより、あなたが寡婦又はひとり親に該当する場合に、チェックを付けます。

この申告書に記載すべき事項が、前年に勤務先へ提出した「令和7年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載した事項から異動がない場合は、その記載すべき事項の記載に代えて、異動がない旨を記載した申告書を提出することができます。この異動がない旨を記載した申告書を「簡易な申告書」といいます。

勤務先の指示に基づき、簡易な申告書を提出することができる場合は、「令和8年分 給与所得者の扶養控除等申告書（簡易な申告書）」記載例をご確認ください。